



今月の両親学級

日時・内容 1月19日(日) 午前9時～

- 受け付けとマタニティ体験 午前9時15分～正午
産まれたばかりの赤ちゃん と母乳についてのお話
妊娠期から役立つアロマテラピー(ハンドマッサージ)

講師 助産師
対象者 市内在住の妊婦さん
とそのパートナー、育児中の方、祖父母

場所 安達保健福祉センター
材料費 1人500円
託児 無料

※事前に申し込みが必要。
※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなどをお持ちください。

持ち物 母子健康手帳、筆記用具
申込期限 1月16日(木)
※詳しくは、下記までお問い合わせください。

放射線学習会

福島原発事故発生から8年が過ぎ、放射能への関心が薄れている現状がある中、まだまだ言葉にできない不安や悩みを抱えながら生活されている方もいらっしゃると思います。

「今さら聞けない、話せない」と思っている方、ここだからこそ聞ける、話せる会に参加してみませんか?
日時 1月21日(火) 午前9時30分～正午(受付 9時15分より)
場所 (受付) 9時15分より 安達保健福祉センター

内容 「今の思いを話してみようみんなの声を聴いてみよう」アドバイザーが皆さんの不安や疑問にお答えします
対象者 市民
講師 二本松市放射線専門家チー

△ アドバイザー
獨協医科大学准教授
国際疫学研究室福島分室室長 木村 真三氏
申込期限 1月16日(木)
※託児希望の方は、お子さんのお名前、年齢をお知らせください。

内部被ばく量測定(ホルボディカウンター)

3歳以上の方を対象に、年間を通して行っています。継続して「測る」記録する「知る・学ぶ」ことが重要です。対象者には、随時ご案内の通知をお送りします。

測定場所 放射線被ばく測定センター
測定日程 木曜日 定休日
土曜日・日曜日 隔週実施
※詳細については電話予約の際、ご案内します。

予約先 放射線被ばく測定センター
お問い合わせ:
健康増進課予防係
二本松市放射線専門家チー

どんなことでもサポートします!
困った時の医療・介護の相談窓口
市民向け健康セミナーが開催されます。お気軽にご参加ください。
開催日時 1月27日(月) 午後3時30分～4時
講師 入退院センター副看護師長 甲賀 まゆみ氏

内容 入退院センターの活用術
どんなことでもサポートします!困った時の医療・介護の相談窓口
開催場所 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
(JCHO二本松病院)
1階エントランスホール
参加料 無料
※事前の申し込みは不要です。

お問い合わせ:
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
二本松市放射線専門家チー

旧優生保護法一時金支給法による一時金の支給

平成31年4月24日に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、旧優生保護法のもとで優生手術等を受けた方に、国から一時金(320万円)が支給されることになりました。

対象となる方からの一時金の請求受付等のため、県では「旧優生保護法に関する相談窓口」を設置しています。窓口では、一時金の請求手続に関する質問や相談に保健師や相談員が対応しますので、ご連絡ください。

お問い合わせ:
旧優生保護法に関する相談窓口
二本松市放射線専門家チー





**令和2年度
二本松市学童保育所入所
児童を募集します**

新年度の市内学童保育所入所児童を募集します。

対象児童

新年度に小学1年生から6年生までの児童で、下校後保護者の就労等のため家庭で保育が困難な児童

※利用希望者が多い場合は、低学年優先の入所とし、高学年は入所保留となる場合があります。

募集学童保育所等

下表のとおり。

開設時間

- ・平日 午後1時～6時30分
- ・土曜日、長期休校日 午前7時30分～午後6時30分

※複数の学童保育所を合同で開設する場合があります。

保育料

・令和元年度の所得税課税世帯
：3000円/月

- ・令和元年度の市民税課税世帯
：1500円/月
- ・生活保護世帯および令和元年度の市民税非課税世帯
：無料

※同一世帯で2人以上同時に入所する場合、2人目以降は半額となります。

※ひとり親世帯は、いずれの所得区分でも半額となります。

受付期間 1月8日(水)～1月31日(金)

※受付期間終了後も随時受け付けしますが、学童が定員数に達した場合、入所保留になることがあります。

受付場所・時間

- ・各学童保育所 午後1時～6時30分
- ・子育て支援課、各支所地域振興課、二本松市社会福祉協議会風の子クラブ 午前8時30分～午後5時15分

その他 申請書は受付場所にある他、市ウェブサイトに

からもダウンロードできます。
◎問い合わせ：
子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094
Fax(22)1547

募集学童保育所、対象小学校等

地域	学童保育所名	開設場所	対象小学校	問い合わせ
二本松	どんぐりクラブ	同朋幼稚園内	二本松北小学校(1～3年)	子育て支援課子ども家庭係☎(55)5094
	にほんまつ北学童	二本松北小学校内	二本松北小学校(4～6年)	
	風の子クラブ	二本松福祉センター内	二本松南小学校	二本松市社会福祉協議会風の子クラブ(二本松福祉センター内)☎(23)4121
	ひだまりクラブ	塩沢住民センター内	塩沢小学校	
	なかよしクラブ	勤労者福祉会館内	岳下・原瀬小学校	
	ニコニコクラブ	安達太良小学校内	安達太良小学校	
	あおぞらクラブ	杉田子ども館内	杉田小学校	
	元気っ子クラブ	大平小学校内	大平小学校	
石井っ子クラブ	石井住民センター内	石井小学校		
安達	油井第1児童クラブ	安達支所内	油井小学校	安達支所地域振興課市民福祉係☎(23)9074
	油井第2児童クラブ			
	油井第3児童クラブ	油井幼稚園内		
	木みどりクラブ	ふくしまグリーンキャンパス内(油井字中田地内)		
	あだちこども館	あだちこども館内	渋川小学校	
	川崎児童クラブ	川崎小学校内	川崎小学校	
	※木みどりクラブでは1年生の利用を、油井第3児童クラブでは2年生の利用を、油井第1・第2児童クラブでは3～6年生の利用を予定していますが、利用希望者数の状況によって変更となる場合があります。			
岩代	ひまわりクラブ	岩代保健センター内	小浜・新殿・旭小学校	岩代支所地域振興課市民福祉係☎(65)2818
東和	とうわっ子クラブ	東和支所内	東和小学校	東和支所地域振興課市民福祉係☎(66)2495



消費税 軽減税率制度等説明会

消費税の軽減税率制度等について、事業者の方を対象とした説明会を開催します。

なお、事前の予約は必要ありません。

内容

- ・軽減税率制度の概要
- ・「区分経理(記帳)」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れ

対象 事業者の方

開催日程・場所

- ・1月22日(水)
大玉村農村環境改善センター多目的ホール
- ・1月23日(木)
二本松福祉センター3階

開催時間(両日共通)

午後1時30分～3時

◎問い合わせ先

二本松税務署法人課税部門
☎(22)1192(内線18)

※音声案内に従って「2」を選択してください。

税の申告はお忘れなく

申告相談受付期間

2月10日(月)～3月16日(月)

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得(2019年分)に関する市民税・県民税等の申告の時期が間近になりました。

市では、2月10日から3月16日まで所得申告相談受付を行います。この申告内容が、令和2年度の市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定の基礎となりますので、忘れずに申告してください。

※日程および申告に必要な書類等の詳細は、今月の広報と併せて配布している「令和2年度(2019年分)市民税・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告について」をご覧ください。

◎問い合わせ先

税務課市民税係
☎(55)5085
Fax(22)0790

償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産について申告をしなければなりません。忘れずに申告してください。地方税電子申告システム(e-TAX)による申告も利用できます。

※昨年申告があった方には申告書を送付しています。また、新たに事業を始められた方や初めて償却資産を取得した方は、下記までご連絡ください。

対象

会社や個人で工場、商店、農業などの事業を営む方が、その事業のために使用している構築物・機械・器具・備品等で土地および家屋を除く事業用有形固定資産が対象となります。

提出期限

1月31日(金)

提出場所

税務課資産税係または各支所地域振興課・各住民センター

※太陽光発電設備も対象になる場合があります。

◎問い合わせ先…
税務課資産税係
☎(55)5086
Fax(22)0790



プラスチック製容器は『資源』になります

ごみの中でも、正しく分別したプラスチック製容器は『資源』になります。プラマークがついているものは、透明(プラスチック製容器包装)の指定袋でごみステーションへ出してください。



プラマークが付いているごみの例

ペットボトルのラベル、レジ袋、卵の容器、菓子袋、シャープーボトル、発泡スチロールトレイ など

製品が汚れている場合

油やマヨネーズ、食べかすなどの汚れがある場合は、紙や布などで拭き取るか、水ですすいで汚れを取り除いてください。汚れや臭いが取れない場合は、水色(ビニール・プラスチックごみ)の指定袋でごみステーションへ出すようになります。

もとみやクリーンセンターでは、収集されたプラスチック製容器包装のごみから不適合物を取り除く作業を、手作業で行っています。ごみにカミソリやカッターナイフの刃が混入されていると、事故につながったり資源化することができなくなったりします。

カミソリやカッターナイフは、ピンク色(破砕ごみ)の指定袋でごみを出し、同じピンク色(破砕ごみ)の指定袋で出すごみでも、使い捨てライターは使い切ってから出すなど、適正なごみの分別と出し方にご協力ください。

◎問い合わせ先

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479

または各支所地域振興課



肢体不自由者来所相談会

日時 1月31日(金)
受付時間 午後1時～2時30分

場所 県庁北庁舎1階
福島県身体障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2番16号)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談。
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 1月24日(金)

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ先

福祉課障がい福祉係
☎(55)51113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課
市民福祉係

寝たきり高齢者等のおむつ代の医療費控除

寝たきりの高齢者等のおむつ代を所得税確定申告(または市民税・県民税申告)で医療費控除の対象とするには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方については、要介護認定時の主治医意見書の内容を確認した上で、市が発行する「主治医意見書確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

主治医意見書で確認する内容

- ・主治医意見書の作成日
- ・要介護認定の有効期間
- ・障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
- ・尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ・申請先

高齢福祉課介護保険係
☎(55)51115
Fax(22)1547
または各支所地域振興課
市民福祉係

プレミアム付商品券の使用期限1月末まで

プレミアム付商品券の使用期限が迫っています。1月31日を過ぎると、使用できません。使い忘れないようご注意ください。

商品券使用期限

1月31日

◎問い合わせ先

プレミアム付商品券窓口
☎(24)5181



医療費のお知らせ(医療費通知)を送付しています

市では国民健康保険に加入している世帯へ、被保険者の皆さまの健康と医療費に対する認識を深めていただくとともに、保険証の不正利用防止のため、受診された方の医療費の総額等をお知らせする「医療費のお知らせ(医療費通知)」を年6回送付しています。

所得税等の申告の際は、医療費通知を添付することで、医療費控除の明細書の代わりとして利用することができます。

ただし、11月と12月受診分の医療費通知については、確定申告期間に間に合わせての送付ができませんので、ご自身で医療費控除の明細書を作成の上、申告してください。

◎問い合わせ先

医療費のお知らせについて
国保年金課国保年金係
☎(55)5106
Fax(22)1547

- ・確定申告、医療費控除について

税務課市民税係

☎(55)5085
Fax(22)0790
二本松税務署
☎(22)1192

国民健康保険健康マイレージ事業

今年度の国民健康保険健康マイレージ事業のチャレンジ期間は、2月29日で終了します。

この事業は、自主的な健康

づくりの実践と特定健康診査を受診された方へ市から記念品(健康グッズ等)を進呈するものです。

健康づくりのためには、日々の運動やメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の受診が大切です。

この機会に自主的な健康づくりに取り組んでみませんか。皆さんの国民健康保険健康マイレージへのご参加をお待ちしています。

※健康マイレージの詳細は、特定健康診査の受診録に同封してある令和元年度二本松市国民健康保険健康マイレージ・チャレンジシートをご覧ください。また、記念品の進呈は、期間内に1回のみとなります。

◎問い合わせ先

国保年金課国保年金係
☎(55)5106
Fax(22)1547



市議会

12月定例会

市議会12月定例会は12月3日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。

主な議案についてお知らせします。



条例等

手話言語条例制定について
手話に関する理解を促進し、ろう者を含む全ての市民が安心して暮らせる共生社会を実現するために必要な事項を定めるものです。



特別会計条例等の一部を改正する条例制定について

岩代簡易水道事業、東和簡易水道事業、安達下水道事業および岩代下水道事業が公営企業会計に移行すること等に伴い、所要の改正を行うものです。

補正予算

一般会計

今回の補正予算については、令和元年度(平成31年度)当初予算編成後の職員の異動整理に伴う人件費の増減等その他、

10月に発生した台風による災害復旧にかかる予算措置、国・県補助事業の執行経過による変更・整理などが主なもの、歳入歳出予算にそれぞれ3億5750万8千円を追加し、予算総額を401億6501万5千円とするものです。主な歳出補正内容は次のとおりです。

- ▽ひとり親家庭医療費助成の増 130万1千円
- ▽私立幼稚園等保育料助成の増 511万5千円
- ▽被災家屋等解体撤去費の増 1億1700万円
- ▽地域担い手育成総合支援事業費の増 336万2千円
- ▽水田農業改革支援事業費の増 195万9千円
- ▽災害関連地域防炎がけ崩れ対策事業費の増 2億500万円
- ▽学校給食費管理システム改修委託費等の増 330万5千円
- ▽学校給食地産地消推進に伴う賄材料費の増 126万3千円

11月臨時会

11月21日、台風15号および台風19号による災害復旧事業などについて、条例や補正予算が提案され、市議会による審議を経て、同日、可決されました。主な内容は次のとおりです。

条例

▽令和元年台風19号による被災者に対する市税等の減免に関する条例

補正予算

- ▽小規模保育所新設にかかる施設改修費補助金の増 2400万円
- ▽災害弔慰金および災害援護貸付金の増 4060万円
- ▽農業災害対策事業費の増 9919万1千円
- ▽中小企業災害復旧資金融資利子補助金の増 116万7千円
- ▽災害救助法に基づく住宅応急修理費及び土砂等撤去費の増 6486万5千円
- ▽被災者に対する入浴支援に要した経費の増 260万4千円
- ▽災害復旧費の増 33億5630万円

鉄扇屋 おふとんのサービスメニュー

ふとん打ち直し

- ・中わたを洗って打ち直します。
- ・座布団やこたつ布団に作り直しもできます。

羽毛ふとんの再生加工

- ・羽毛は洗浄して新しい側地に入れ替えます。

貸しふとん

- ・ふとんはクリーニング済みで清潔、安心です。

おふとんのお困りごとご相談ください。

てっせんや
(株)鉄扇屋 二本松市油井字八軒町45 ●営業時間
 TEL: 0243-22-1322 <http://the-futon.jp/> 平日 9:00~17:00

2020年1月 競輪開催日

4-7 立川記念(GIII)	10-13 和歌山記念(GIII)
16-19 大宮記念(GIII)	23-26 いわき平記念(GIII)
30-2/2 高松記念(GIII)	

※F I、F II開催情報はあだたらホームページでご確認ください

2020年1月オートレース開催日程

2-5 川口オート	17-19 浜松オート
2-5 浜松オート	20-23 伊勢崎オート
6-8 飯塚オート	24-26 山陽オート
9-13 シルクカップ(伊勢崎)G I	27-29 浜松オート
14-16 飯塚オート	30-2/2 飯塚オート

お得情報

- ① 月曜・水曜・金曜
ナイター未確定車券3,000円分で
景品プレゼント
- ② 水曜・日曜 ウェルカムドリンク
- ③ 競輪ガラポン・オートも好感等
各種イベント開催

オートレース初心者講習会
毎日開催

詳しくはサテライトあだたらホームページ
●競輪場外車券売場

サテライトあだたら
☎ 0243-53-2267

国民健康保険に加入されている方へ 高額療養費申請のご案内



- ・国民健康保険に加入されている方で、受診月ごとの医療費の額が一定の金額(自己負担限度額：下表のとおり)を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。
 - ・申請に必要なもの
 - ・国民健康保険証
 - ・受診月に世帯内で国保に加入している方全員分の領収書
 - ・認め印
 - ・振込先の通帳
 - ・申請先 市役所国保年金課もしくは各支所地域振興課
- 注意**
- ・食費や差額ベッド代等の自費分は支給の対象とはなりません。
 - ・70歳未満の方の受診(医科と歯科、入院と外来は別)については、医療機関毎に、2万1千円以上の自己負担をした場合のみ合算できます。
 - ・70歳から75歳未満の方は、医療機関や歯科の区別なく合算できます。
 - ・世帯に未申告の方がいる場合、申請受付時に限度額の判定ができないため、上位所得者(ア)と同じとみなされますので、必ず申告されます。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分 【総所得金額等】※1	3回目まで	4回目以降 ※2
901万円超(ア)	252,600円 +(医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 900万円以下(イ)	167,400円 +(医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下(ウ)	80,100円 +(医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

※1 【総所得金額】 = 総所得金額(収入総額 - 必要経費 - 給与所得控除 - 公的年金等控除等) - 基礎控除(33万円)

※2 過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の合算額が、上の表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。ただし、合算には下記の条件があります。

※2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算。

※同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別計算。

※別計算分は、21,000円以上自己負担した分同士についてのみ合算が可能。

上で申請するようお願いいたします。

支給については、受診内容確認後となります。確認には、受診月から3カ月程度必要なので、支給まで時間が掛かる場合があります。

・領収書が不足している場合、支給額が発生しない、もし

くは減額となる場合があります。

◎問い合わせ：

国保年金課国保年金係
☎(55)5106
Fax(22)1547
または各支所地域振興課

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

70歳以上75歳未満の方は、外来(個人単位)の限度額Aを適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額Bを適用します。

所得区分	住民税課税 所得額	外 来 (個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B	
			3回目まで	4回目以降
現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	252,600円+	(医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	167,400円+	(医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	80,100円+	(医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
一 般	-	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者(Ⅱ)	住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得者(Ⅰ)	所得0円		15,000円	

医療費控除を
申告している
ときは？



確定申告などで医療費控除を申告するときは、医療費の総額から高額療養費の支給額を差し引いて計算しなければなりません。

確定申告などで医療費控除を申告する予定の方は、高額療養費の申請を先に済ませるようお願いします。

前年度分など、すでに医療費控除を申告している月分の高額療養費を受給したときは、修正申告が必要となる場合があります。申告および修正申告については、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ：

税務課市民税係
☎(55)5085
Fax(22)0790
二本松税務署
☎(22)1192

※二本松税務署は音声ガイダンスによる案内となります。ガイダンスに従って操作してください。